

戸沢村蔵岡地区集団移転促進事業計画策定支援業務企画提案書作成に係る質問書への回答
(令和7年4月 7 日更新)

整理 番号	質問書 受理日	項目	質問内容	回答
1	R7.3.13	実施要領 3(1)参加資格	共同企業体で参加する場合、「3 参加に関する事項 (1)参加資格」に記載のある①～⑧の要件について構成員全てが①～⑧の要件を満たさないといけないかご教示下さい。	①～⑤及び⑧については、全ての構成員が満たすべき項目としますが、⑥及び⑦については、一部の構成員が満たせば良い項目とします。 なお、⑥については、当該事業所を通じて、「密に連携して業務を行える体制構築」がなされなければならない事に注意してください。
2	R7.3.13	様式第1号	共同企業体で参加する場合、様式第1号への記載方法をご教示下さい。 例1)事業者名は共同企業体名を記載、代表者名は代表企業の代表者を記載し、代表企業のための印 例2)事業者名は共同企業体名を記載、代表者名は代表企業及び構成員の代表者を記載し、代表企業のための印 例3)事業者名は共同企業体名を記載、代表者名は代表企業及び構成員の代表者を記載し、代表企業及び構成員全ての印	協定書で定める権限に基づいて記載ください。 (今回の参加申し込みが代表企業の権限に含まれている場合は、例1)のとおりとなります。)
3	R7.3.18	作成要領 1(1)	企画提案書は A4 版両面としてよいでしょうか。	20 ページ以内であれば、片面でも両面でも可とします。
4	R7.3.18	仕様書 4(7)	地籍調査は移転元地、移転先地ともに実施済みと考えてよいでしょうか。	実施済みです。
5	R7.3.18	仕様書 4(6)	集団移転完了までのスケジュール及び必要な手続きを提示とありますが、現時点での見込みとしての提示であり、スケジュールの詳細については、業務過程での協議により変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	進捗状況を踏まえて、発注者及び受注者による協議を行いながら、適宜スケジュール調整を行います。

6	R7.3.18	仕様書 4(1)	移転元地は別紙3の3区域で、移転先地は戸沢村北部の1区域と考えてよいでしょうか。	移転先地は基本的に1区域を想定しています。ただし、コミュニティの形成に支障のない範囲で、集団的な移転の範囲として認められる程度に住宅敷地を散在して住宅団地を整備する方法(差し込み型)についても、選択肢として排除するものではありません。
7	R7.3.18	仕様書 4(3)	住民説明会の開催地は戸沢村役場または村の公共施設としてよいでしょうか。	戸沢村役場または村の公共施設の利用を可とします。
8	R7.3.18	実施要領 5(1)	審査員のメンバーについては、公開はされないでしょうか。	公開予定はありません。
9	R7.3.18	仕様書 4(5)	地質調査のボーリング数量についてご教示ください。	移転先地は「戸沢村北部地区(約5ha)」であり、現時点では、詳細な場所について決定していないことも考慮しながら、必要と想定される数量を提案ください。
10	R7.3.18	仕様書 4(4)	境界線の疑義が生じた場合(筆界未定地や地籍調査未了区域等)は、受注者により適宜調査まで行くと記載ありますが、土地の境界確定及び面積計算までの調査と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	R7.3.18	仕様書 4(4)	(4)移転元地関係業務 イ 土地買取価格の算出、ウ 通損補償の算出に留意事項として、その差異が概ね1割程度とは、物価上昇を考慮してとの認識でよろしいでしょうか。	調査時点における、「公共用地の取得に伴う損失補償に準じて行う詳細な金額」との差異を指すものであり、将来における物価上昇の考慮を必須とするものではありません。
12	R7.3.25	作成要領 (5)	特定テーマにある“移転先地におけるコミュニティ形成”とは、移転者同士のコミュニティを指すのか、或いは移転者と移転先の周辺住民とのコミュニティを指すのかご教示ください。	移転者同士のコミュニティ形成を指していますが、加えて、移転者と移転先の周辺住民とのコミュニティ形成について提案することも可能です。

13	R7.3.25	仕様書 4(2)	移転対象者のうち、営農者はどのくらいいるのでしょうか。また、耕作地の位置情報などのご提供は可能でしょうか。	営農者は約 30 世帯です。また、耕作地の位置情報については、契約締結後に提供が可能です。
14	R7.4.1	仕様書 4(4)	4 業務の内容 (4)移転元地関係業務 ウ 通損補償の算出 にあたり、移転元地において営業を生業(商店等)としている権利者は何世帯ありますか、また、現在も営業中でしょうか。	店舗の営業状況等の詳細については、契約締結後に整理することとなります。
15	R7.4.1		蔵岡地区以外の地区で被災し、仮設住宅に入っている人はいますか。いる場合、何世帯くらいでしょうか。 また、その人達はどのような再建方法を望んでいるのでしょうか。(自力再建、災害公営住宅など)	仮設住宅へ入居する蔵岡地区以外の世帯数は1世帯です。 再建方法の検討状況については把握していません。
16	R7.4.4	4(5)カ	「(5)カ 移転先地整備計画の策定」において「整備計画に必要な設計業務等を行う」と記載されており、整備計画に必要な図面作成は想定しますが、開発申請許可、農振除外申請などの許認可申請用の設計や工事発注に必要な詳細設計は含まないと考えて良いでしょうか。	本事業は防集法に基づく事業計画を策定するものであり、その範囲で必要と考えられる設計業務を提案ください。
17	R7.4.4	4(2)	移転促進区域に設定する上で、現状での反対者はどの程度いるのでしょうか。	現状把握している限りにおいて、事業自体に対する明確な反対意見はありません。
18	R7.4.4	4(5)エ	測量調査は、事業計画書作成に必要な図面作成に必要な基準点・地形・水準測量を実施すると考えて良いでしょうか。	本事業は防集法に基づく事業計画を策定するものであり、その範囲で必要と考えられる測量業務を提案ください。
19	R7.4.4		移転元地の蔵岡地区で被災し、仮設住宅(みなし仮設を含む)に入っている人はいますか。いる場合、何世帯くらいでしょうか。また、高齢者世帯は何世帯くらいでしょうか。	仮設住宅(みなし仮設を含む)に入っている世帯は約 40 世帯です。また、高齢者世帯※は約 30 世帯です。 ※65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯